

## クマ被害対策等に関する関係省庁連絡会議（北海道ブロック） 設置要綱

### （目的）

第1条 近年、クマが人里に侵入し、人身被害が増大・多様化・広域化しており、道民の安全・安心を脅かす深刻な事態となっている。こうした状況を踏まえ、関係省庁が緊密に連携し、情報共有、意見交換等を行い、クマ被害対策パッケージ（令和7年11月14日、クマ被害対策等に関する関係閣僚会議決定）及びクマ被害対策ロードマップ（令和8年3月27日、クマ被害対策等に関する関係閣僚会議決定）に基づくクマ被害対策を着実に実行し、クマ出没時の対応体制を確立し、人とクマのすみ分けを実現し、道民の命と暮らしを守るために、「クマ被害対策等に関する関係省庁連絡会議（北海道ブロック）（以下「連絡会議」という。）」を設置する。

### （所掌事項）

第2条 連絡会議は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を行う。

- （1）情報共有及び共有体制に関する検討。
- （2）自治体との連携に関する検討。
- （3）第1条の目的を達成するために必要と認められるその他の事項。

### （構成）

第3条 連絡会議は、別表に記載する関係省庁をもって構成する。

### （会議）

第4条 連絡会議は、北海道環境局野生生物課長が必要に応じて招集する。また、構成省庁からの要請を踏まえ、北海道環境局野生生物課長が必要と認めたときは、会議を招集する。

また、会議には必要に応じてオブザーバーを呼ぶことができる。

### （事務局）

第5条 連絡会議の事務局は、北海道環境局野生生物課に置き、同会議の事務を処理する。

### （その他）

第6条 この要綱に定めるもののほか、連絡会議の開催方法等に関し必要な事項は構成員に諮って定める。

### 附 則

この要綱は、令和8年7月1日から施行する。

別表

|      |                                  |
|------|----------------------------------|
| 構成省庁 | 農林水産省北海道農政事務所（企画調整室長）            |
|      | 林野庁北海道森林管理局（計画保全部保全課長）           |
|      | 国土交通省北海道開発局（建設部河川管理課長）           |
|      | 国土交通省北海道運輸局（観光部観光戦略推進官）          |
|      | 環境省北海道環境局（野生生物課長）                |
|      | 環境省北海道環境局釧路自然環境事務所（野生生物課野生生物企画官） |